

①都道府県	②市町村名	0 就学援助制度問い合わせ先（広報用）					I 平成30年度就学援助制度の実施について																			
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	1. 就学援助制度の周知方法 （1）就学援助制度の周知方法（あてはまるもの全てに○）													2. 就学援助制度の申請書の配布方法 （1）就学援助制度の申請書の配布方法（あてはまるもの全てに○）						②キの内容
							ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他→（2）	（2）ケの内容	（3）就学援助制度周知の工夫						（2）キの内容			
該当団体数	62	62	62	60	57	0	54	47	23	50	56	36	6	2	13	13	32	5	6	46	5	0	0	25	25	
東京都	千代田区	千代田区教育委員会事務局子ども部学務課	03-5211-4284	gakumu@city.chiyoda.lg.jp	http://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kosodate/teate/shugaku.html		○	○			○	○								○						
東京都	中央区	教育委員会事務局学務課学事係	03-3546-5514	gakumu_01@city.chuo.lg.jp	http://www.city.chuo.lg.jp/kosodate/gakko/kyoiku/nyugaku/syugakuenzyo.html		○	○		○	○	○								○						区域外就学児童生徒については、教育委員会窓口で配付。
東京都	港区	教育委員会事務局学校教育課学校運営支援係	03-3578-2731	minato30@city.minato.tokyo.jp	http://www.city.minato.tokyo.jp		○	○		○	○	○								○						
東京都	新宿区	新宿区教育委員会事務局学校運営課学校運営支援係	03-5273-3089	gakkounei@city.shinjuku.lg.jp	http://www.city.shinjuku.lg.jp/kodomo/file/04_04_00005.html		○	○	○	○	○	○								○						他自治体及び国私立学校在籍者については、教育委員会で申請書を配布している。
東京都	文京区	教育推進部学務課学事係	03-5803-1295	b701000@city.bunkyo.jp	http://www.city.bunkyo.lg.jp/kyoiku/kyoiku/gakko/aid/enjo.html		○	○		○	○	○								○						教育委員会で希望者に申請書を配布。
東京都	台東区	教育委員会学務課学事係	03-5246-1412	gakumu-ed@city.taito.tokyo.jp	http://www.city.taito.lg.jp/index/kurashi/kyoiku/kuritsushocugakko/syugakuenjoseido.html		○	○		○	○	○			○	年度当初に学校事務担当者向け説明会を実施				○						台東区立小中学校に在籍していない児童生徒の保護者については、教育委員会窓口にて申請書を配布
東京都	墨田区	墨田区教育委員会事務局 学務課事務担当	03-5608-6303	gakumu@city.sumida.lg.jp	http://www.city.sumida.lg.jp/kosodate_kyoiku/kyoiku/school/syugaku_enjo/shuugakuennjo.html		○	○	○	○	○	○					平成30年度より、申請書とともに配布している『就学援助のお知らせ』について、制度の理解と保護者にとってスムーズな申請手続が行えるよう作成し直した。（認定基準額の目安額・提出期限・必要書類等の、例年申請にあたり問合せの多い箇所を目立つよう表示）			○						
東京都	江東区	教育委員会事務局 学務課 学事係	03-3647-9174	gakuji@city.koto.lg.jp	http://www.city.koto.lg.jp/581101/kodomo/gakko/enjo/shugaku/6154.html		○			○	○	○								○						・区外小中学校に在籍している児童生徒については、教育委員会で申請書を配布。 ・前年度申請者に対しては当該年度の申請案内を郵送で行っている。
東京都	品川区	品川区教育委員会事務局 学務課学事係	03-5742-6828	gakumu@city.shinagawa.tokyo.jp	http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/		○	○	○	○	○	○								○						・補助対象となる年間所得の目安額等を記載 ・外国語の申請書を作成
東京都	目黒区	教育委員会事務局学校運営課学事係 教育委員会事務局教育総務部学務課学事係	03-5722-9304	kyoiku21@city.meguro.tokyo.jp	http://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/gakko/gakko_josei/shugakuenjo/gimu.html		○	○		○	○	○								○						
東京都	大田区	教育委員会事務局学務課学事係	03-5744-1429	gakumu@city.ota.tokyo.jp	http://www.city.ota.tokyo.jp/		○			○	○	○	○								○					補助対象となる年間所得の目安額等を記載
東京都	世田谷区	教育委員会事務局学務課	03-5432-2686	SEA02046@mb.city.setagaya.tokyo.jp	http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/103/134/527/d00125518.html		○	○		○	○	○								○	○					・補助対象となる年間所得の目安額等を記載 ・外国語の申請書を作成 ・年2回おしらせを配布。
東京都	渋谷区	教育振興部学務課学事係	03-3463-2986	gakumu@city.shibuya.tokyo.jp	https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kodomo/gakkou/tetsuduki_g.html		○			○	○	○								○						補助対象となる年間所得の目安額や、認定になった場合の援助の内容・概算額を記載している。
東京都	中野区	学校教育分野	03-3228-5459	gakkokyoiku@city.tokyo-nakano.lg.jp	http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/652000/d013764.html		○	○		○	○	○								○						区内在住の区外公立学校の児童生徒で前年度就学援助を受けていた者に対しては「申請書」を送付する。

0 就学援助制度問い合わせ先（広報用）		I 平成30年度就学援助制度の実施について																										
①都道府県	②市町村名	①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他 (SNSなど)	1. 就学援助制度の周知方法 (1) 就学援助制度の周知方法（あてはまるもの全てに○）							(2) ケの内容	(3) 就学援助制度周知の工夫	2. 就学援助制度の申請書の配布方法 (1) 就学援助制度の申請書の配付方法（あてはまるもの全てに○）							(2) キの内容					
							ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職員向け説明会を実施			ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他 (2)	ア. 各学校で制度案内を配付後、希望者に各学校から申請書を配布	イ. 各学校で制度案内を配付後、希望者に教育委員会から申請書を配布	ウ. 各学校で全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	エ. 教育委員会でもしくは保護者に申請書を配布	オ. 制度案内等は各学校で希望者に対して申請書を配布		カ. 制度案内等は各学校で希望者に対して申請書を配布	キ. その他 (2)に記入してください。			
東京都	杉並区	教育委員会事務局学務課就学奨励担当	03-3312-2111	gakumu-k@city.suginami.ne.jp	http://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/kyoiku/gakko/1004741.html		○	○	○	○	○	○			年度初め、全員に就学援助のお知らせを配布し、申請の有無を全員から提出してもらう。転入者についても同様。 ・外国語（英・中）の申請書を作成している。 ・保護者宛にメールでも周知している。		○											
東京都	豊島区	豊島区教育委員会学務課学事グループ（就学援助担当）	03-3981-1174	A0027509@city.toshima.lg.jp			○	○	○	○	○	○																担当窓口、及び、区民事務所でも申請書を配布している。
東京都	北区	教育振興部学校支援課学事係	03-3908-1541	gakuji@city.kita.lg.jp	http://www.city.kita.tokyo.jp/gakkoshien/kosodate/shogakko/enjo.html		○	○																				
東京都	荒川区	教育委員会事務局学務課学事第二係	03-3802-3111 (内線3338)	kyoiku-gakumu@city.arakawa.tokyo.jp	http://www.city.arakawa.tokyo.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/josei/shuugakuennjo.html		○	○																				
東京都	板橋区	板橋区教育委員会事務局学務課	03-3579-2611	k-gakumu@city.itabashi.tokyo.jp	http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_kurashi/000/000391.html		○	○	○	○	○																	区外就学者には、希望者に対し、教育委員会から申請書を郵送
東京都	練馬区	学務課管理係	03-5984-5643	GAKUMUKA01@city.nerima.tokyo.jp	http://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/kyoiku/enjo.html		○	○																				・1年生は入学式後全児童生徒に申請書を配布。 ・2年生以上は制度案内を配布し、希望者に学校または教育委員会から申請書を配布。
東京都	足立区	足立区教育委員会学務課助成係	03-3880-5977	gakumu@city.adachi.tokyo.jp	http://www.city.adachi.tokyo.jp/gakumu/kyoiku/shochu/tetsuzuki-shugaku.html		○	○	○	○	○																	
東京都	葛飾区	葛飾区教育委員会事務局学務課学事係	03-5654-8460 (直通)	ホームページに専用フォームあり	http://www.city.katsushika.lg.jp/kurashi/1000057/1002479/1002748.html		○	○																				区ホームページにダウンロード形式の書式を掲載。 区外就学者については、希望者に対して教育委員会から申請書を配布。
東京都	江戸川区	江戸川区教育委員会事務局学務課学事係	03-5662-1624		http://www.city.edogawa.tokyo.jp/kyoiku/tetuduki/shugakuennjo.html		○																					
東京都	八王子市	八王子市教育委員会学校教育部教育支援課	042-620-7339	b301800@city.hachioji.lg.jp	http://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/kyoiku/003/002/002/p004697.html		○	○	○	○	○																	新入学準備金前倒しについて、小学校入学予定者に学校選択希望票送付時に同封して郵送
東京都	立川市	立川市教育委員会 学務課 学務保健係	042-523-2111	gakumu@city.tachikawa.lg.jp	https://www.city.tachikawa.lg.jp		○	○	○	○	○																	
東京都	武蔵野市	武蔵野市教育委員会 教育支援課学務係	0422-60-1900	sec-kyoikusunien@city.musashino.lg.jp	http://www.city.musashino.lg.jp/kurashi_guide/sho_chugakko/shugakuennjo/1007052.html		○	○																				
東京都	三鷹市	三鷹市教育委員会 学務課学務係	0422-45-1151 (内線3233)	gakumu@city.mitaka.tokyo.jp	http://www.city.mitaka.tokyo.jp/c_service/001/001152.html		○	○	○	○	○																	区外就学者のみ申請書を保護者あてに郵送

①都道府県	②市町村名	II 平成30年度準要保護認定基準																								III 就学援助率							
		(1) 平成30年度当初における準要保護の認定基準 (該当するもの全てに○)																															
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているも	チ. 特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ. 市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ. その他(内容を(5)に記入してください。)	倍数(倍率)	基準根拠			目安額(年額)	(3) ツに○をし		(4) (2)(3)の補足	(5) テの内容	(1)平成29年度	(2)平成30年度		
																						課税所得等の分類	年	月		万円	係数(倍率)					目安額(年額)万円	
東京都	杉並区	○																		1.2	総所得(諸控除前)	29	4	302			[生活扶助費(第1類+第2類(冬期加算・母子加算・障害者加算含む。)) + 住宅扶助(知事承認限度額) + 教育扶助(基準額+特別基準+前年度通常給食単価×標準年間給食実施回数) + 期末一時扶助] × 1.2	失業・離婚・災害等で当該年度中の所得額が著しく低下することが見込まれ、特に援助を必要とすると認められた場合	20%未満	20%未満			
東京都	豊島区	○	○	○	○			○	○	○				○	○					1.2	課税所得	24	1	422						20%未満	20%未満		
東京都	北区	○								○										1.2	総所得(諸控除前)	29	1	419						25%未満	25%未満		
東京都	荒川区	○																	○												・第68次(24.4.1)改定生活保護基準と同額の1.2倍 ・校長が教育上特に援助を必要と認め、保護者からの事情聴取に基づく具体的な意見を付した意見書を教育委員会に提出し、教育委員会がその意見を妥当と認めた場合、認定することができる	30%未満	25%未満
東京都	板橋区	○																		1.26	総所得(諸控除前)	24	4	435						30%未満	30%未満		
東京都	練馬区	○			○	○	○							○	○					1.2	総所得(諸控除前)	29	4	393						20%未満	20%未満		
東京都	足立区	○								○					○					1.1	課税所得	24	4	399						35%未満	30%未満		
東京都	葛飾区	○																	○	1.2	総所得(諸控除前)	29	4	357	係数(倍率)費目認定基準 : 1.3倍未満 基準根拠 : 総所得金額 目安額(年額)費目認定 : 3,805,895	前年・現年から申請時に至り、主たる生計維持者の失業や長期入院等による無給、 り災など特別な事情のある方	25%未満	25%未満					
東京都	江戸川区	○																		1.5	その他	24	4	547	前年収入が生活保護基準の1.5倍以下					25%未満	25%未満		
東京都	八王子市																		○	1.25	課税所得	29	4	335		(1) 当該児童生徒の世帯内に次に掲げるいずれかの措置を受けている者がいる場合、その該当者の所得は、世帯所得には含まず判定を行う。 ア 生活保護法に基づく保護の廃止又は停止。 イ 地方税法に基づく市町村民税の非課税・減免。 ウ 国民年金法に基づく国民年金の掛け金の減免。ただし、障害年金を受給している場合は、申請免除に該当するとみなされる所得金額以下の場合に限る。 エ 国民健康保険法に基づく保険料の減免。 オ 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給。 (2) 当該児童生徒の属する世帯の主たる所得者の死亡・失業等の事由により、当該世帯の平成28年度中の所得の合計額が、基準額以下になる見込であることが客観的に判断できる者。 (3) 当該児童生徒が就学する市立学校の校長から特に援助が必要者として報告があった児童生徒で、その報告が妥当であると客観的に判断できる者。	20%未満	20%未満					
東京都	立川市	○																		1.5	その他	25	4	463						20%未満	15%未満		
東京都	武蔵野市	○																	○	1.5	総所得(諸控除前)	28	12	495		疾病や失業その他特別な事情により生活状況が急変し、教育委員会で援助が必要であると認められた場合	10%未満	15%未満					
東京都	三鷹市	○	○	○	○	○	○							○	○					1.15	課税所得	29	4	298	平成29年度は第72次改定生活保護基準額を適用している			15%未満	10%未満				

①都道府県	②市町村名	II 平成30年度準要保護認定基準																III 就学援助率																						
		(1) 平成30年度当初における準要保護の認定基準 (該当するもの全てに○)																(2) ソ、タ、チを選択した場合				(3) ツに○をし		(4) (2)(3)の補足	(5) テの内容	(1) 平成29年度	(2) 平成30年度													
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村住民税の非課税	ウ. 市区町村住民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めるもの)	チ. 特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる係数を掛けたもの	ツ. 市区町村住民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ. その他(内容を(5)に記入してください。)	係数(倍率)	目安額(年額)	係数(倍率)					目安額(年額)万円												
																		倍率	年	月	万円																			
東京都	青梅市	○																		1	課税所得	24	4	269											15%未満	15%未満				
東京都	府中市	○	○	○	○	○	○	○	○											1.5	その他	25	8	425										15%未満	15%未満					
東京都	昭島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○										1.64	その他	24	4	482											20%未満	20%未満				
東京都	調布市	○	○	○	○	○	○	○	○	○										1.1	課税所得	25	4	309												15%未満	15%未満			
東京都	町田市	○																		1.1	課税所得	25	4	370												15%未満	15%未満			
東京都	小金井市	○	○	○	○	○	○	○	○	○										1.5	総所得(諸控除前)	24	4	472												10%未満	10%未満			
東京都	小平市	○	○	○	○	○	○	○	○	○										1.1	その他	25	4	304												15%未満	15%未満			
東京都	日野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○										1.3	課税所得	25	4	361													15%未満	15%未満		
東京都	東村山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○										1.4	総所得(諸控除前)	29	4	445														15%未満	15%未満	
東京都	国分寺市	○	○	○	○	○	○	○	○	○										1.2	総所得(諸控除前)	25	4	335														10%未満	10%未満	
東京都	国立市	○	○	○	○	○	○	○	○	○										1.5	課税所得	29	4	368													15%未満	15%未満		
東京都	福生市	○	○	○																1	総所得(諸控除前)	29	4	332														25%未満	25%未満	
東京都	狛江市	○	○	○	○	○	○	○	○	○										1.1	課税所得	24	4	300														15%未満	10%未満	
東京都	東大和市	○	○	○	○	○	○	○	○	○										1.45	その他	29	3	431													15%未満	15%未満		
東京都	清瀬市																			1.5	総所得(諸控除前)	24	4	480														25%未満	20%未満	
東京都	東久留米市	○	○	○	○	○	○	○	○	○										1.4	その他	24	4	389													15%未満	15%未満		
東京都	武蔵村山市																			1.1	課税所得	29	4	272														20%未満	20%未満	
東京都	多摩市																			1.4	総所得(諸控除前)	24	4	388															15%未満	15%未満
東京都	稲城市	○	○	○	○	○	○	○	○	○										1.7	総所得(諸控除前)	29	4	402															15%未満	15%未満
東京都	羽村市	○	○	○	○	○	○	○	○	○										1	課税所得	24	4	264														20%未満	20%未満	
東京都	あきる野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○										1.5	課税所得	24	12	392														15%未満	15%未満	

①都道府県	②市町村名	II 平成30年度準要保護認定基準																	III 就学援助率												
		(1) 平成30年度当初における準要保護の認定基準 (該当するもの全てに○)																	(2) ソ、タ、チを選択した場合				(3) ツに○をし		(4) (2) (3)の補足	(5) テの内容	(1) 平成29年度	(2) 平成30年度			
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村住民税の非課税	ウ. 市区町村住民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変動すると自動的に要件が変	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定め	チ. 特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる係数に一定の係数を掛けたもの	ツ. 市区町村住民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ. その他(内容を(5)に記入してください。)	倍数(倍率)	基準根拠							目安額(年額)	係数(倍率)	目安額(年額)万円
																			倍	課税所得等の分類			年	月					万円		
東京都	西東京市	○	○																	1.5	その他	29	4	432			基準根拠は前年の1月から12月までの収入額とする。準要保護者の認定審査に用いる必要額とは、(ア)から(イ)までの合計額とする。(イ)生活扶助第1類基準額(イ)生活扶助第2類基準額(イ)期末一時扶助の額に12分の1を乗じて得た額(1円未満切り上げ)(ロ)冬季加算の額に12分の5を乗じて得た額(1円未満切り上げ)(ウ)教育扶助基準額及び同特別基準の額(ハ)家賃の実支払額。ただし、住宅扶助の特別基準額を上限とする。(ニ)勤労収入にあっては、基礎控除額(イ)母子加算の居宅の額(イ)児童については市立小学校当該学年の前年度の学校給食費年額を12で除した額と生徒については市立中学校の前年度の学校給食費年額を12で除した額の合計額(1円未満切り上げ)	15%未満	15%未満		
東京都	瑞穂町																			1.5	その他	30	3	335			課税収入	20%未満	20%未満		
東京都	日の出町	○	○	○	○	○		○	○											1.5	その他	25	4	375			根拠基準(課税所得等の分類)…給与収入	10%未満	10%未満		
東京都	檜原村																			1.4	特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	319				5%未満	5%未満		
東京都	奥多摩町	○	○	○	○			○	○											1.5	総所得(諸控除前)	24	4	303				10%未満	15%未満		
東京都	大島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.1	課税所得	30	4	218				15%未満	15%未満		
東京都	利島村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										15%未満	10%未満	
東京都	新島村	○	○	○	○	○	○		○	○										0.9	課税所得	29	4	226			特別の事情により、現年度において生活の困窮をきたしている者	10%未満	10%未満		
東京都	神津島村	○	○	○	○	○	○	○	○																				15%未満	15%未満	
東京都	三宅村		○																									生活状況等の総合的な判断。	20%未満	15%未満	
東京都	御蔵島村																										村立小中学校児童生徒全員、給食費、学用品費、医療費、修学旅行費、部活動遠征費等全額公費負担が前提になっている。	0%	0%		
東京都	八丈町																			1	総所得(諸控除前)	30	4	209				20%未満	15%未満		
東京都	青ヶ島村		○																										0%	0%	
東京都	小笠原村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.4	総所得(諸控除前)	24	12	240				10%未満	10%未満		

①都道府県	②市町村名	IV 平成30年度準要保護就学援助額																														(2) 補足事項							
		1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																					
		(1) 費目毎の援助額																																					
学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費									
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他				
該当団体数	62	1	1	0	3	3	3	57	57	1	0	0	0	2	2	2	58	58	1	32	32	0	1	1	1	0	0	2	20	21	1	4	4	4	3	3	4	44	
東京都	千代田区						○	23,760								○	40,600																					平成30年度予算単価を記入している。	
東京都	中央区						○	15,690								○	43,890	○	16488								○	0										通学費・修学旅行費は平成29年度実績の支給平均額を記入。	
東京都	港区						○	15,690								○	47,380																						
東京都	新宿区						○	18,840								○	40,600	○	25000																				・「学用品費」及び「通学用品費」について、当区においては「学用品通学用品費」という費目にて実施している。 ・1年生の「学用品通学用品費」は定額15,600円、2～6年生は定額18,840円。 ・実費費目については、一人当たりの30年度予算単価を記入(給食費については一人当たりの平均年額)
東京都	文京区						○	18,880								○	40,600	○	35788																				・支給平均額は、平成30年度予算に計上した単価である。 ・「学用品費」と「通学用品費」はまとめて「学習支援費」として支給しており、1年生は年間15,690円、2～6年生は年間18,880円を支給する。
東京都	台東区						○	17,974								○	20,100	○	19492											○	33,310	26,530						・学用品費 1年 15,224円(1,384円×11月)、2～6年17,974円(1,634円×11月) ※29年度実績額により記入 ・通学費 「通学交通費」として特別支援学級在籍者及び通級者に支給	
東京都	墨田区						○	18,880								○	23,890																						学用品費等：1年15,690円、2～6年18,880円
東京都	江東区						○	18,880								○	23,890																						学用品費 1年生15,690円 2～6年生18,880円
東京都	品川区						○	18,900								○	40,600	○	5232																				・学用品費は学年毎に支給額が異なる 1年…15,696円、2～6年…18,890円 ・通学費の支給平均額は29年度実績(特別支援学級通学者対象) ・医療費は医療券発行 ・校外活動費は学年ごとに支給額が異なる 1年…950円、2年…1,050円、3年…1,400円、4年…2,500円、5年…2,900円、6年…3,100円 ・学校給食費は学年毎に支給額が異なる 1～2年…@240/食、3～4年…@260/食、5～6年…@280/食
東京都	目黒区						○	15,690								○	23,890																	○	1,350				・新入学児童生徒学用品費等：47,380円(平成30年4月～) ・支給平均額：平成29年度実績から算出
東京都	大田区						○	18,880								○	23,890	○	28550																				・「支給平均額」欄は30年度予算に計上した単価を使用。 ・学用品費は1年 15,690円、その他の学年 18,880円。
東京都	世田谷区						○	18,660								○	40,600																						学用品費…学年によって異なる(通学用品費含む)1年 15,660円 2～6年 18,660円
東京都	渋谷区						○	15,690								○	47,380	○	13449																				1年は学用品費のみを支給(15,690円)し、2～6年は通学用品費(3,190円)と合わせ支給(18,880円)。
東京都	中野区						○	15,690								○	40,600	○	2295																				・支給平均額は29年度実績 ・上限の金額は1回毎

①都道府県 ②市町村名		IV 平成30年度準要保護就学援助額																											(2) 補足事項								
		1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																			
		(1) 費目毎の援助額																																			
学用品費		新入学児童生徒学用品費等										通学費						修学旅行費																			
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他		
東京都	青梅市					○	13,650								○	40,600	○	19487																		・支給平均額は29年度実績。(支給額÷支給生徒数) ・学用品費：1年生11,420円(13%) 2～6年生13,650円(87%)	
東京都	府中市		○	14,784	13,413										○	40,600			○	19,100	0					○	24,168								支給平均額は平成29年度実績		
東京都	昭島市					○	11,420								○	40,600	○	15750									○	29,222									
東京都	調布市					○	11,420									○	43,600	○	28380																	通学費は平成29年度実績 ・支給平均額は30年度予算に計上した単価。 ・小1の学用品費は11,460円、小2～小6は13,680円。 ・通学用品費：学用品費に含んで支給されている。 ・修学旅行費：町田市立の小学校は夏季休業中に当該行事が実施されるため、対象ではあるが、校外活動費(宿泊を伴うもの)として計上されている。	
東京都	町田市					○	13,680									○	40,600	○	25800															○	・通学用品費は学用品費と合わせて支給。1年生は11,420円、その他の学年は13,650円(学用品費欄金額は他の学年の額を記入している。) ・実費支給の費目については、平成30年度予算の計上単価を記載している。		
東京都	小金井市					○	13,650									○	40,600	○	7000																・支給平均額は平成29年度実績より算定 ・学用品費 1年生9,190円 2～6年生11,420円 割合はおおよそ 1:6.2		
東京都	小平市					○	11,420									○	40,600	○	29,000								○	29,000							支給平均額は平成30年度予算単価		
東京都	日野市					○	11,420									○	40,600	○	5636								○	27,576							支給平均額は予算計上額		
東京都	東村山市					○	13,650									○	40,600	○	0																・学用品費：小学校1年は11,420円。 ・通学用品費：学用品費・通学用品費をあわせて一定額(上記学用品費の金額)を支給。 ・通学費：費用はあるが支給実績なし。原則実費で支給するが、区域外就学の場合は除外。		
東京都	国立市					○	12,990									○	40,600											○	26,000	26,000							
東京都	福生市					○	11,420										○	40,600	○	23,570																	
東京都	狛江市					○	11,420										○	40,600	○	46200																・支給平均額は平成30年度予算ベースで算出した。 ・「学用品費及び通学用品費」という名目で11,420円を支給している。	
東京都	東大和市					○	12,990										○	40,600	○	1000							○	28,062									
東京都	清瀬市					○	15,220										○	40,600	○	8091.091								○	12,000	12,000						学用品費は1年生12,990円。2年～6年生15,220円。	
東京都	東久留米市					○	11,420										○	40,600	○	21000																通学費・修学旅行費→30年度予算に計上した単価 ・支給平均額は、平成29年度の実績額を支給人数で割った額とする。 ・通学費は、支給対象児童がいないため、0円とした。 ・学用品費には、通学用品費を含む。 ※学用品費について、4月認定者の場合→小学校1年生：年額11,420円、小学校2～6年生：年額13,650円 ※学用品費について、5月認定以降の者への支給は、年額ではなく、認定月により金額が異なる	
東京都	武蔵村山市					○	13,650									○	40,600	○	0								○	28,409									
東京都	多摩市					○	11,420										○	40,600									○	7,260									
東京都	稲城市					○	11,420										○	40,600									○	37,500									
東京都	羽村市					○	13,650										○	40,600									○	25,150									
東京都	あきる野市					○	11,420										○	40,600	○	0							○	25,613								・修学旅行費：平成29年度実績に基づく平均支給額を記入 ・通学費：平成29年度実績なし	

		IV 平成30年度準要保護就学援助額																														(2) 補足事項									
		1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																							
		(1) 費目毎の援助額																																							
①都道府県	②市町村名	学用品費								新入学児童生徒学用品費等								通学費								修学旅行費															
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他				
東京都	西東京市						○	13,650								○	40,600		○	0								○	5,300										・「通学用品費」について 学用品・通学用品費という費目で内包している。1年生：11,420円 2～6年生：13,650円 ・「通学費」について 特別支援学級・特別支援教室に通学しているものが対象なので、就学奨励費で対応するケースが多いため実績0円。		
東京都	瑞穂町						○	11,420								○	40,600											○	30,000												
東京都	日の出町						○	11,420								○	40,600				○																		通学費…通学定期代		
東京都	檜原村				○	11,420	11,420						○	40,600	0													○	0										新入学児童生徒学用品費及び修学旅行費については平成30年度見込みなし。		
東京都	奥多摩町						○	11,420								○	40,600																								
東京都	大島町						○	11,420								○	40,600												○	25,000											
東京都	利島村				○	11,420	3,647						○	40,600	0																									新入学児童生徒学用品費等：支給実績なし	
東京都	新島村						○	11,420								○	40,600																								
東京都	神津島村						○	10,000								○	20,000																								
東京都	三宅村						○	5,550								○	9,950																								学用品費等：小学校1・2年生＝4,000円、小学校3・4年生＝4,300円、小学校5・6年生＝4,500円
東京都	御蔵島村								○										○																					村立小中学校児童生徒については全額公費負担が前提になっている。	
東京都	八丈町						○	11,420								○	40,600																								
東京都	青ヶ島村	○	0																																						
東京都	小笠原村						○	11,100								○	19,900																							○	5,000

①都道府県	②市町村名	2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																						
		(1) 費目毎の援助額																										(2) 補足事項												
		学用品費								新入学児童生徒学用品費等								通学費								修学旅行費														
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他					
該当団体数	62	0	0	0	3	3	3	57	57	1	0	0	0	2	2	2	58	58	1	32	32	0	1	1	1	0	0	2	34	35	1	13	13	13	13	5	5	4	42	
東京都	千代田区							○	40,080								○	47,400																			○	・平成30年度予算単価を記入している。 ・修学旅行費は、上限を9万円として実費支給。ただし旅行先が海外の場合の上限は、実費の半額と9万円のどちらか高い方とする。		
東京都	中央区							○	30,450								○	76,860	○	19334							○	30592										通学費・修学旅行費については、平成28年度実績の平均支給額で記入。		
東京都	港区							○	30,450								○	54,070									○	65000										・「学用品費」及び「通学用品費」について、当区においては、「学用品通学用品費」という費目にて実施している。 ・1年生の「学用品通学用品費」は定額30,360円、2～3年生は定額34,320円 ・実費費目については一人当たりの平成30年度予算単価を記入 ・準要保護認定者の「修学旅行費」については、支度金8,500円を加算する。		
東京都	新宿区							○	34,320								○	47,400	○	50000							○	65800										・平均支給額は平成30年度予算に計上した単価である。 ・「学用品費」と「通学用品費」と「クラブ活動費」はまとめて「学習支援費」として支給しており、1年生は年間42,450円、2～3年生は年間46,410円を支給する。 ・修学旅行費については、30年度より2年生に65,000円を事前支給するが、制度改正年度のため3年生には実費の事後支給を行う。		
東京都	文京区							○	46,410								○	47,400	○	31429																	○	・学用品費 1年：28,050円（2,550円×11月）、2・3年：31,790円（2,890円×11月） ※29年度実績により記入 ・通学費 「通学交通費」として特別支援学級在籍者及び過級者に支給		
東京都	台東区							○	31,790								○	23,300	○	35952							○	67018										・学用品費 1年：30,450円、2～3年34,410円		
東京都	墨田区							○	34,410								○	26,860																					学用品費 1年30,450円、2～3年34,410円	
東京都	江東区							○	34,410								○	26,860																					学用品費 中学校1年生30,450円 中学校2～3年生34,410円	
東京都	品川区							○	34,416								○	47,400	○	15191																		○	60000	・学用品費は学年毎に支給額が異なる 1年…30,456円、2～3年…34,416円 ・体育実技用具費の上限は、柔道…7,300円、剣道…50,000円 ・通学費の支給平均額は29年度実績（特別支援学級通学者対象） ・医療費は医療券発行 ・校外活動費は学年ごとに支給額が異なる 1年…2,500円、2年…3,000円、3年…4,000円
東京都	目黒区							○	30,450								○	26,860																					・新入学児童生徒学用品費等：単価引き上げ予定あり ・修学旅行費：3年参加者、別途、支度金8,500円、班別行動費900円（該当校のみ） ・支給平均額：平成29年度実績から算出	
東京都	大田区							○	34,410								○	26,860	○	31600																			・「支給平均額」欄は30年度予算に計上した単価を使用。 ・学用品費は1年 30,450円、2-3年 34,410円。	
東京都	世田谷区							○	33,830								○	47,400																					学用品費…学年によって異なる（通学用品費含む）1年 30,080円 2・3年 33,830円	
東京都	渋谷区							○	30,450								○	54,070	○	47702							○	64827											1年は学用品費のみを支給（30,450円）し、2～3年は通学用品費（3,690円）と合わせ支給（34,410円）。	
東京都	中野区							○	30,450								○	47,400	○	14123																		・支給平均額は29年度実績 ・上限の金額は1回毎		

①都道府県	②市町村名	2. 中学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																(2) 補足事項			
		(1) 費目毎の援助額																																			
		学用品費								新入学児童生徒学用品費等								通学費								修学旅行費											
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額		支給平均額	一定額	一定の金額
東京都	青梅市					○	24,550							○	47,400			○	43565									○	64180								・支給平均額は29年度実績。(支給額÷支給生徒数) ・学用品費：1年生22,320円(34%) 2・3年生24,550円(66%)
東京都	府中市			○	26,052	24,080								○	47,400				○	38600	0							○	70100							支給平均額は平成29年度実績	
東京都	昭島市					○	22,320							○	47,400			○	72470									○	61803								
東京都	調布市					○	22,320							○	50,900			○	80960									○	67268							通学費、修学旅行費は平成29年度実績	
東京都	町田市					○	24,600							○	47,400			○	54500									○	49100							・支給平均額は30年度予算に計上した単価。 ・中1の学用品費は22,320円、中2・3は24,600円。 ・通学用品費：学用品費に含んで支給されている。	
東京都	小金井市					○	24,550							○	47,400													○	65788							・学用品費は学用品費と合わせて支給。1年生は22,320円、その他学年は24,550円(学用品費欄金額はその他学年の額を記入している)。 ・実費支給の費目については、平成30年度予算に計上した単価を記載している。	
東京都	小平市					○	22,320							○	47,400			○	26468									○		70000	64250					・支給平均額は平成29年度実績より算定 ・学用品費 1年生20,090円 2～3年生22,320円 割合は1:2.2	
東京都	日野市					○	22,320							○	47,400													○	57000							支給平均額は平成30年度予算単価	
東京都	東村山市					○	24,550							○	47,400			○	32740									○	61757							・支給平均額は予算計上額	
東京都	国分寺市					○	13,650							○	47,400			○	0									○	60000							・学用品費：中学校1年は22,320円。 ・通学用品費：学用品費・通学用品費をあわせて一定額(上記学用品費の金額)を支給。 ・通学費：費目はあるが支給実績なし。原則実費で支給するが、区域外就学の場合は除外。	
東京都	国立市					○	12,990							○	47,400													○	62000	62000							
東京都	福生市					○	22,320							○	47,400													○	51187								
東京都	狛江市					○	22,320							○	47,400			○	88200									○	51000							・支給平均額は平成30年度予算ベースで算出した。 ・「学用品費及び通学用品費」という名目で22,320円を支給している。	
東京都	東大和市					○	24,590							○	47,400			○	1000								○	56702									
東京都	清瀬市					○	26,820							○	47,400			○	17794								○	55000	55000							学用品費1年生24,590円。2～3年生26820円。	
東京都	東久留米市					○	22,320							○	47,400			○	42000								○	65000								通学費・修学旅行費→30年度予算に計上した単価	
東京都	武蔵村山市					○	24,550							○	47,400			○	0								○	53791								・支給平均額は、平成29年度の実績額を支給人数で割った額とする ・通学費は、支給対象生徒がいなかったため、0円とした。 ・学用品費には、通学用品費を含む。 ※学用品費について、4月認定者の場合⇒中学校1年生：年額22,320円、中学校2・3年生：年額24,550円 ※学用品費について、5月認定以降の者への支給は、年額ではなく、認定月により金額が異なる	
東京都	多摩市					○	22,320							○	47,400												○	47000									
東京都	稲城市					○	22,320							○	47,400												○	61945									
東京都	羽村市					○	24,550							○	47,400												○	44492									
東京都	あきる野市					○	22,320							○	47,400			○	0								○	51854								・学用品費：中学校1年生は支給なし ・修学旅行費、医療費：平成29年度実績に基づく平均支給額を記入 ・通学費：平成29年度実績なし	

①都道府県	②市町村名	2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																							
		(1) 費目毎の援助額																																							
		学用品費								新入学児童生徒学用品費等								通学費								修学旅行費								(2) 補足事項							
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額		支給平均額	一定額	一定の金額	その他			
東京都	西東京市						○	24,550							○	47,400		○	0									○	63000												
東京都	瑞穂町						○	22,320							○	47,400												○	53000												
東京都	日の出町						○	22,320							○	47,400											○													○	・修学旅行費…私費負担分についてのみ支給 ・通学費…通学定期代
東京都	檜原村			○	22,320	22,320						○	47,400	47,400													○	0													修学旅行費については平成30年度見込みなし。
東京都	奥多摩町						○	22,320							○	47,400											○	40000													
東京都	大島町						○	22,320							○	47,400											○	55293													
東京都	利島村			○	22,320	0						○	47,400	0																											学用品費等及び新入学児童生徒学用品費：支給実績なし
東京都	新島村						○	22,320							○	47,400																									
東京都	神津島村						○	20,000							○	40,000																									
東京都	三宅村						○	10,850							○	11,450																									
東京都	御蔵島村								○																														○	村立小中学校児童生徒については全額公費負担が前提になっている。	
東京都	八丈町						○	22,320							○	47,400																									
東京都	青ヶ島村																																								
東京都	小笠原村						○	21,700							○	22,900																						○	40000		

①都道府県	②市町村名	V その他																		VI 自由記述欄		
		1. 学校における保護者負担軽減に向けた取組の状況									2. 教育委員会における保護者負担軽減に向けた取組の状況											
		(1) 教育委員会が把握している学校の取組 (あてはまるものすべてに○)									(1) 教育委員会における取組 (あてはまるものすべてに○)										(2) コの内容及び補足説明	(3) その他学校や教育委員会以外での取組
ア. 学用品等の中古品を安価で販売(バザー等)	イ. 学用品等(中古品を含む)の貸出し	ウ. 学用品等(中古品を含む)の無償給与	エ. 低価な学用品等の使用	オ. 使用する学用品等の精選	カ. 使用する学用品等の入札・合見積等の実施	キ. 把握していない	ク. その他(※具体的な取組を(2)に記載)	(2) クの内容及び補足説明	ア. 自治体内で学用品等の仕様の統一	イ. 自治体内で学用品等の一括契約・購入	ウ. 学用品等の中古品を安価で販売(バザー等)	エ. 学用品等(中古品を含む)の貸出し	オ. 学用品等(中古品を含む)の無償給与	カ. 就学援助とは別に、学用品費等の一部助成	キ. 学用品費等の購入費用の貸付	ク. 学校(又は校長会等)に対して、学用品等の取扱いに関する通知やマニュアルを提	ケ. 学校(又は校長会等)に対して、他校の取組状況を情報提供	コ. その他(※具体的な取組を(2)に記載)				
東京都	西東京市																			カ. 就学援助とは別に、学用品費等の一部助成 ・修学旅行に参加する生徒の保護者の経済的負担を軽減し、併せて教育の振興を図ることを目的とした、修学旅行費補助金を交付している。		
東京都	瑞穂町																				広報誌の不用品交換の欄の使用し、学用品等の譲渡を勧めている。	
東京都	日の出町			○																		
東京都	檜原村																			カ. 就学援助とは別に、学用品費等の一部助成 小・中学校新1年生の保護者に対し、入学式で入学祝金(児童・生徒1人当たり30,000円)を支給している。		
東京都	奥多摩町																					
東京都	大島町																					
東京都	利島村			○		○																
東京都	新島村																					
東京都	神津島村																					
東京都	三宅村																					
東京都	御蔵島村																			カ. 就学援助とは別に、学用品費等の一部助成 村立小中学校児童生徒全員、給食費、学用品費、医療費、修学旅行費、部活動遠征費等全額公費負担が前提になっている。		
東京都	八丈町																					
東京都	青ヶ島村																					
東京都	小笠原村										○											